

議案第 32 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 12 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 46 の 8 の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同部 46 の 9 の項中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の一部改正により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。